

平成28年度（第1回）新居浜市職員採用候補者登録試験要綱

1 受付期間

平成28年6月6日（月曜日）から6月29日（水曜日）までの執務時間中（土・日曜日を除き8時30分から17時15分まで）受け付けます。

なお、郵便の場合は、平成28年6月27日（月曜日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてのみ受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務（上級）	13人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
土木技術（上級）	3人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
化学技術（上級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
建築技術（上級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
学芸員（上級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、専門的業務に従事します。
消防士（上級）	1人程度	消防業務に従事します。
保健師（上級中級）	3人程度	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。
消防士（上級中級）	1人程度	救急救命業務及び消防業務に従事します。

電気技術（中級）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
保育士・幼稚園教諭（中級）	4人程度	保育園若しくは児童福祉施設等に勤務し、保育士業務に従事し、又は幼稚園に勤務し、幼児教育業務に従事します。
一般事務（上級） （職務経験者）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。主に、企業会計に関する事務に従事します。
土木技術 （職務経験者）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
建築技術 （職務経験者）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。一級建築士として市が発注する工事の設計・監理などに従事します。
保健師 （職務経験者）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。
心理判定員 （職務経験者）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、心理その他の相談、指導の業務に従事します。
一般事務（上級） （スポーツ・文化枠）	1人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。

（注）採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

3 受験資格

- （1）全ての職種において男女は問いません。
- （2）日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除きます。）。
- （3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（11参考 地方公務員法抜粋を参照）
- （4）新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	性別	学歴等	年齢
一般事務(上級) ※注1	男女	大学(大学院)を卒業した者又は平成29年3月に大学(大学院)を卒業見込みの者	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者
土木技術(上級) ※注1	男女	<ul style="list-style-type: none"> 大学(土木工学関係学科)又は大学院(土木工学関係)を卒業した者 平成29年3月に大学(土木工学関係学科)又は大学院(土木工学関係)を卒業見込みの者 	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者
化学技術(上級) ※注1	男女	<ul style="list-style-type: none"> 大学(化学工学関係学科)又は大学院(化学工学関係)を卒業した者 平成29年3月に大学(化学工学関係学科)又は大学院(化学工学関係)を卒業見込みの者 	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者
建築技術(上級) ※注1	男女	<ul style="list-style-type: none"> 大学(建築工学関係学科)又は大学院(建築工学関係)を卒業した者 平成29年3月に大学(建築工学関係学科)又は大学院(建築工学関係)を卒業見込みの者 	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者
学芸員(上級) ※注1	男女	<ul style="list-style-type: none"> 大学又は大学院において、美術関係(美学、美術史、美術教育など)の課程を履修して卒業し、学芸員の資格を有する者 平成29年3月に大学又は大学院において、美術関係(美学、美術史、美術教育など)の課程を履修して卒業見込みの者で、平成29年3月学芸員の資格を取得する見込みのもの 	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者
消防士(上級) ※注1	男女	<p>日本国籍を有し、①から③までの要件を満たす者で、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学(大学院)を卒業した者又は平成29年3月に大学(大学院)を卒業見込みの者 ①視力が両眼で0.7以上(矯正含む。)で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上(矯正含む。)の者 ②色覚の正常な者 ③聴力が左右正常である者 	平成3年4月 2日以降に生 まれた者
保健師(上級中級)	男女	保健師の免許を有する者又は平成29年3月免許を取得する見込みの者	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者

消防士(上級中級)	男女	<p>日本国籍を有し、①から③までの要件を満たす者で、救急救命士の資格を有するもの</p> <p>①視力が両眼で0.7以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上（矯正含む。）の者</p> <p>②色覚の正常な者</p> <p>③聴力が左右正常である者</p>	平成3年4月2日以降に生まれた者
電気技術(中級)	男女	<p>高等専門学校（電気工学関係学科）、短期大学（電気工学関係学科）、専修学校（学校教育法による専修学校専門課程のうち修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務づけているものであって電気工学関係学科に限る。）を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者</p> <p>※注 大学（電気工学関係学科）又は大学院（電気工学関係）を卒業（卒業見込みを含む。）した者は、電気技術（上級）の試験区分となるため、電気技術（中級）の受験資格には、該当しません。</p>	昭和62年4月2日以降に生まれた者
保育士・幼稚園教諭(中級)	男女	<p>保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は平成29年3月保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得する見込みの者</p>	昭和62年4月2日以降に生まれた者
一般事務(上級) (職務経験者) ※注2	男女	<ul style="list-style-type: none"> ・大学（大学院）を卒業した者又は平成29年3月に大学（大学院）を卒業見込みの者 ・日商簿記2級以上の資格を有する者で、地方自治体において企業会計職務経験又は一般企業等の経理部門において企業会計職務経験が直近6年中3年以上あるもの（平成29年3月31日までに3年に達する場合を含む。） 	昭和52年4月2日以降に生まれた者
土木技術 (職務経験者) ※注2	男女	<p>大学（土木工学関係学科）又は大学院（土木工学関係）を卒業した者で、土木工学関係の実務経験が、直近6年中3年以上あるもの（平成29年3月31日までに3年に達する場合を含む。）</p>	昭和52年4月2日以降に生まれた者

建築技術 (職務経験者) ※注2	男女	一級建築士の資格を有する者で、建築工学関係の職務経験が直近6年中3年以上あるもの(平成29年3月31日までに3年に達する場合を含む。)	昭和52年 4月2日以降 に生まれた者
保健師 (職務経験者) ※注2	男女	保健師の免許を有する者で保健師又は看護師の職務経験が直近6年中3年以上あるもの(平成29年3月31日までに3年に達する場合を含む。)	昭和52年 4月2日以降 昭和62年 4月1日まで に生まれた者
心理判定員 (職務経験者) ※注2	男女	大学又は大学院において心理学を専修する学科又は相当する課程を修めて卒業した者で、医療機関・教育相談機関・社会福祉施設等において、心理判定やカウンセリング等相談業務に関する職務経験が、直近6年中3年以上あるもの(平成29年3月31日までに3年に達する場合を含む。)	昭和52年 4月2日以降 に生まれた者
一般事務(上級) (スポーツ・文化枠) ※注1 ※注3	男女	・大学(大学院)を卒業した者又は平成29年3月に大学(大学院)を卒業見込みの者 ・スポーツ、文化芸術・学術において 顕著な実績・成果 を収めた者で、実績・成果に至るまでの過程において培われた挑戦する意欲や能力を市政で発揮できるもの	昭和62年 4月2日以降 に生まれた者

※注1 上級における大学卒業(卒業見込みを含む。)の者には、高等専門学校専攻科卒業(卒業見込みを含む。)かつ学士の学位取得(取得見込みを含む。)者を含みます。

※注2 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員(正職員)としますが、正社員(正職員)以外の雇用形態であっても、一事業所において、週37時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員(正職員)の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、週37時間の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等(病気休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 「直近6年」とは、平成23年4月1日から平成29年3月31日です。「直近6年」の期間外の職務経験は、受験資格の職務経験に該当しません。
- ⑤ 試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきま

す（証明書の取得が困難な場合は、申込前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。

※注3 スポーツ・文化枠における顕著な実績・成果及び能力について

① 顕著な実績・成果とは、高校在学時以降に全国大会以上のレベルの大会での入賞経歴があることが必要です。

※スポーツの全国大会とは、オリンピック、国体、インターカレッジ、インターハイ等、県・四国予選会等を経て、日本体育協会加盟の競技団体が主催・共催する大会等とします。

※文化芸術・学術の全国大会とは、日本美術展覧会、全日本吹奏楽コンクール、全国高等学校総合文化祭等の全国規模のコンクールや展覧会等とします。

※申込みの際に、実績調査票及び顕著な実績・成果を収めたことを証明できる書面（新聞・雑誌等掲載記事、賞状、証明書等の写し）を提出していただきます。

② 能力とは、スポーツ、文化芸術・学術の専門的・技術的な知識、能力ではなく、前向きな精神・物事を成し遂げる力等のことです。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験を行います。

※注1 試験の出題分野は、別紙1を参照してください。

※注2 消防士（上級中級）、一般事務（上級）（職務経験者）、建築技術（職務経験者）、心理判定員（職務経験者）及び一般事務（上級）（スポーツ・文化枠）については、専門的知識の筆記試験は行いません。

イ 資質適応性検査 全ての試験区分について行います。

ウ 事務適応性検査 一般事務（上級）（職務経験者）、建築技術（職務経験者）、一般事務（上級）（スポーツ・文化枠）について行います。

エ 消防適性検査 消防士のみ

(2) 第2次試験

ア 作文試験

イ 口述試験 面接試験、集団討論等

ウ 体力テスト 消防士のみ

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成28年7月24日（日） 9時30分～16時30分	新居浜市 市民文化 センター （別館）	平成28年8月中旬に庁舎前及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		

※ 第1次試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。

ただし、第1次試験合格者は除きます。

また、一般事務（上級）の第1次試験の合否判定に際して、各種スポーツで秀でた成績をあげた経歴等（全国規模で行われる大会、日本選手権、国民体育大会、大学選手権若しくはそれに準じる大会の出場経験、又はこれに類するもの）を考慮しますので、申込書に詳細な内容を記載してください。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。

この名簿の有効期間は、原則として平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。

(2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていない者は、採用されません。

7 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳） 176,700円 程度

中級（20歳） 157,300円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

8 受験手続

(1) 申込用紙の請求 …… 平成28年6月1日（水曜日）からお渡しします。

申込用紙は、総務部人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書し、宛先を明記して92円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

また、新居浜市ホームページから申込書と受験票を印刷することができます。申込書は、A3サイズで印刷してください。受験票は、切り取って提出してください。なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入（パソコン入力不可）し、最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、総務部人事課へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、宛先を明記して82円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください。

9 受験手続の問合せ先

新居浜市 総務部人事課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

Tel 0897-65-1213

新居浜市ホームページ

<http://www.city.niihama.lg.jp>

10 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

11 参 考（地方公務員法－抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員とな

り、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市市民文化センター（別館）は建物内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
- 4 昼食は各自で準備してください。

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。